

【資料2】（第2回 救急医療の今後のあり方に関する検討会）

いわゆる「たらい回し」と報道される事案について

- いわゆる「たらい回し」という表現には、下記2つの状況が含まれる。

① 救急車が、患者を搬送して救急病院に到着するも、何らかの原因でその病院では診療できないため、改めて別の救急病院に転送するもの。

平成17年中で、何らかの理由により1回以上転送された割合は、全搬送人員のうち、0.7%程度であり、近年その割合は横ばいである。（平成18年版 救急・救助の現況）

※ 最初に搬送された救急病院で、医師が一度診療を行った後に、より高度の医療機関での診療が適当と判断し、そういう病院へ転送を行うことは、多くの場合医学的には妥当。

② 救急隊員が、救急車内などから電話で救急病院に患者の受入を依頼するも、受入が決まるまでに多数の病院に照会を必要とし、結果的に時間を要したもの。

現在、消防庁において重症傷病者等の受入実態について調査中。

昨今、問題とされるものは基本的にはこういった事案。（①はほとんどない。）

なお、平成19年10月に行われた産科・周産期傷病者に限っての、調査によると、受け入れに至らなかった照会回数が3回以上のものは1.9%であった。大都市圏において照会回数の多い事案が多くなる傾向がある。これは都市圏においてはその選択肢となる病院が多いため、その分、照会回数が増えるものと推定される。（平成19年10月 総務省消防庁・厚生労働省発表）

※ 病院の診療能力を超えて重症患者の受入を行うと、かえって患者の利益にならないこと等もあり、病院が照会に応じないことが必ずしも悪いことではない。しかし多くの病院への照会の結果、受け入れまでに時間を要することは問題。

最近報道された救急搬送に時間を要した事案

- 奈良県橿原市

平成19年8月29日 妊婦(36歳)。奈良県、大阪府の9医療機関で受け入れることができず、搬送先決定まで1時間半。
(2時44分頃通報)

- 福島市

平成19年11月11日 交通事故の患者(79歳女性)。市内の4医療機関で受け入れることができず、搬送先決定まで1時間。
(20時15分頃通報)

- 姫路市

平成19年12月6日 吐血し、昏睡状態となった患者(66歳男性)。市内外の18医療機関で受け入れることができず、搬送先決定まで1時間。
(0時7分通報)

- 大阪府富田林市

平成19年12月25日 嘔吐のあった患者(89歳女性)。府内の30医療機関で受け入れることができず、搬送先決定まで1時間半。
(4時49分通報)

- 大阪府東大阪市

平成20年1月2日 交通事故の患者(49歳男性)。府内の6医療機関で受け入れることができず、搬送先決定まで30分。
(22時20分頃発生)

- 宮城県蔵王町

平成20年1月6日 火災による熱傷患者(88歳女性)。県内の4医療機関で受け入れることができず、搬送先決定まで1時間。
(22時15分頃発生)

- 大阪市都島区

平成19年11月30日 拒食症の少女(16歳)。府内の7医療機関で受け入れることができず、搬送先決定まで47分。
(22時20分頃通報)

- 東京都清瀬市

平成20年1月8日 体調不良で胸痛を訴えた患者(95歳女性)。市内外の11医療機関で受け入れることができず、搬送先決定まで38分。
(21時半頃通報)

救急患者受入コーディネータ確保事業(新規)

20年度予算案
695百万円

救急隊による受入医療機関の選定に相当の時間を要するなどの事例について、地域の事情に精通した救急医を医療機関に配置するなどして、関係医療機関との調整等を実施する。

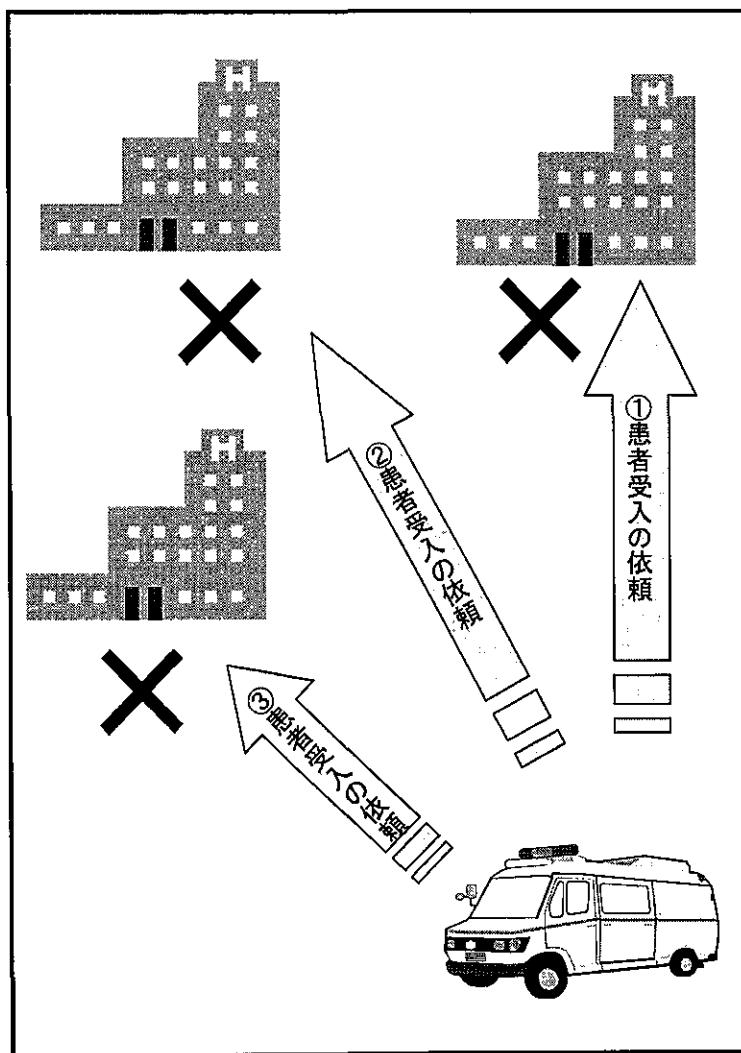
- (対象か所数) 47か所
(補助先) 都道府県(委託を含む)
(補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)
1回あたり:@36,040×(365日(夜間)×2回+91日(休日))
(積算単価) 29,589千円/1か所
(対象経費) コーディネータ医師等確保経費
(創設年度) 平成20年度

医師による救急搬送患者の受入医療機関の選定

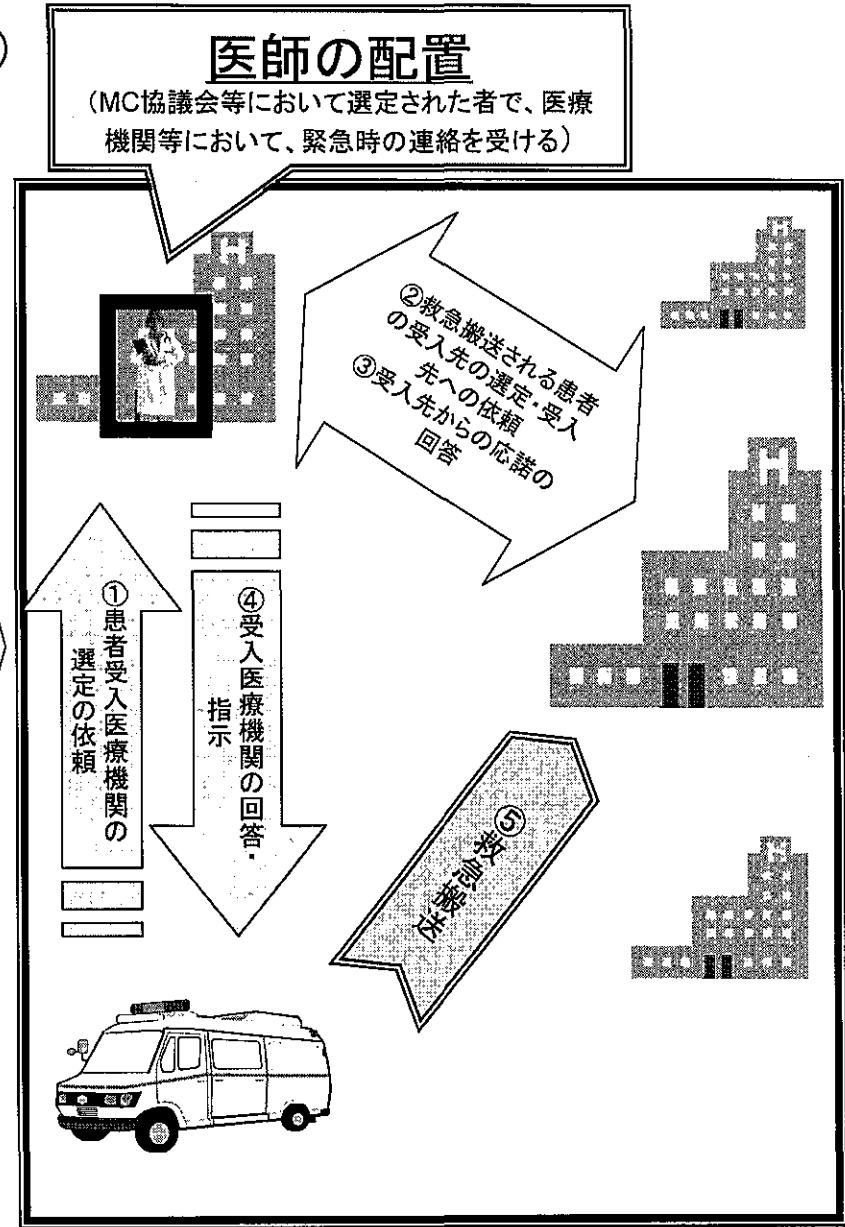
(救急患者受入コーディネータ確保事業)

医師の配置

(MC協議会等において選定された者で、医療機関等において、緊急時の連絡を受ける)



医師を配置し、患者の受入先が容易に見つからない場合など患者の状態等に応じて、医師による医学的な判断も踏まえた受入医療機関の選定を調整



救急医療情報システム充実強化事業（新規）

20年度予算案
77百万円

救急患者の受入が一層円滑に行われる体制を構築するため、既存の救急医療情報システムにおいて、医療機関による救急患者受入可否等の救急医療情報の隨時更新や、隣接県・周産期医療情報システムとの相互連携などを促進するためのシステム改修に必要な経費を補助する。

- （運営か所数） 44か所
- （補助先） 都道府県（委託を含む）
- （補助率） 1／3（負担割合：国1/3、都道府県2/3）
- （積算単価） 5,250千円／1か所
- （対象経費） システム改修費
- （創設年度） 平成20年度

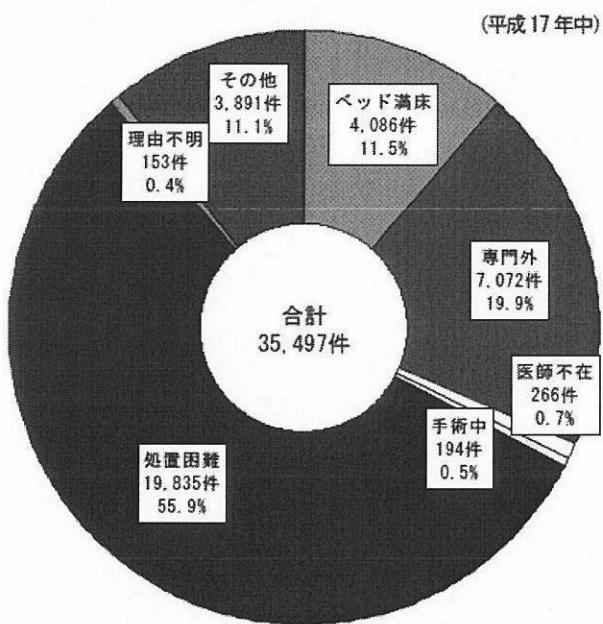
7 救急自動車による転送の状況

「転送」とは、傷病者を搬送した医療機関が収容不能であったため同一救急隊が引き続いだ同一傷病者を他の医療機関に搬送した場合をいう。平成17年中の救急自動車による搬送人員495万5,976人について、3万5,122人(0.7%)が何らかの理由により1回以上転送されている。

1回以上転送された者3万5,122人(転送回数3万5,497回)について、転送されたつど医療機関側において収容できなかつた理由を示したのが第40図である。

また転送者数の推移を見ると、平成17年中の全搬送人員のうち0.7%の傷病者が1回以上転送されているが、ここ数年その割合は横ばいである。

第40図 救急自動車による転送理由の状況



(注) 1件の事故で2名以上転送した場合は、搬送人員ごとにその転送理由を記載している。

したがって、1件の事故で2名を転送した場合は、その理由が同じであっても、転送件数(理由)は2件となっている。

第41表 転送者数と全搬送人員数に占める割合の推移

区分	年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
転送者数		36,423	36,833	35,057	33,901	33,708	35,122
搬送人員数に占める 転送者数の割合(%)		0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7
対前年増減数 (増減率%)		▲253 (▲0.7)	410 (1.1)	▲1,776 (▲4.8)	▲1,156 (▲3.3)	▲193 (▲0.6)	1,414 (4.2)

(注) 各年とも1月から12月までの数値と、それに基づく割合である。

平成18年版

救急・救助の現況
総務省消防庁

平成19年10月26日
消 防 庁

救急要請における産科・周産期傷病者搬送実態調査の結果について

先般、奈良県下の妊婦が搬送途上に死産となった事例を契機として、産科・周産期傷病者の救急搬送、受入医療体制について、各地域において様々な課題があることが指摘されています。そのため、総務省消防庁は、厚生労働省とともに産科・周産期救急体制の現状把握のため、平成16年から平成18年までの3年間における産科・周産期傷病者の救急搬送について、緊急実態調査を行いました。

調査方法は、都道府県を通じて全国の消防本部に別添の調査用紙を送付し、回答を得たものです。この度、その結果がまとめましたので公表します。

- 本調査においては、各消防本部における記録方式や統計システム上の理由から、集計不能の項目がある本部が存在するため、単純に経年比較等を行うことはできません。
- また、本調査は、産科・周産期傷病者搬送のうち、消防機関の救急車、消防防災ヘリによる搬送に限っており、周産期医療ネットワーク等において医療機関自身が所有する救急車等によって病院間搬送されるケースは含まれていません。

【ポイント】

I 平成18年の状況について

1 産科・周産期傷病者搬送の概況

産科・周産期傷病者搬送人員は39,015人で、総救急搬送人員4,889,398人の0.8%でした。産科・周産期傷病者搬送人員の53.4%は転院搬送^{*}で占められています（総救急搬送人員における転院搬送の比率は9.4%）。〔表1参照〕

※ いわゆる病院間搬送をいう。すなわち、現に入院している患者について医師の依頼により例えば、分娩に対応できない医療機関から他の対応可能な医療機関へ救急搬送されるケース等を指す。

2 医療機関への受入に至らなかった照会回数区分ごとの件数等

- ・ 産科・周産期傷病者搬送における、医療機関への照会状況をみると、最初の照会により搬送先医療機関が決まったものは全体の92.4%であり、受入に至らなかった照会回数が2回以下のもの（3回以下の照会で受入が決まったもの）を含めると全体の98.1%となっています（ただし、転院搬送を含んだ場合の比率）。
- ・ 一方、医療機関への受入に至らなかった照会回数が3回以上のものは667件（全搬送の1.9%）、5回以上のものは220件（同0.63%）、10回以上のものも45件（0.13%）ありました。〔表2参照〕
- ・ 地域別の傾向をみると、首都圏や近畿圏、政令指定都市が存する地域など大都

市部において照会回数の多い事案が多く、地方部において少ない傾向にあります。

[年別・都道府県別集計表参照]

- ・ 現場滞在時間が、30分以上に及ぶ事案は、全体の3%程度であり、30分以上60分未満が907件、60分以上90分未満が84件、90分以上が21件となっています。

[表3 参照]

3 受入に至らなかった理由別の件数

- ・ 受入に至らなかった主な理由としては、「処置困難」(26.6%)、「手術・患者対応中」(17.2%)、「専門外」(11.7%)などがあげられます。[表4 参照]
- ・ 照会回数最大事案の回数が10回以上であった都道府県における受入に至らなかった理由をみると、「初診(かかりつけ医がいない)」を理由としている団体が多い傾向にありました(10団体中7団体が同理由をあげる)。[表5 参照]

II 平成16年から平成18年までの傾向について

- (本調査においては、集計不能の項目がある本部が存在し単純に経年比較を行うことはできないため、ここでは、全体に対する比率から推測できる傾向を示しています。)
- ・ 医療機関への受入に至らなかった照会回数が、3回以上であった件数をみると、平成16年255件(産科・周産期搬送全体の0.9%)、平成17年342件(同1.3%)、平成18年667件(同1.9%)と増加傾向にあります。[表2 参照]
 - ・ 受入に至らなかった理由について、平成16年から平成18年までの3年間の傾向をみると、「処置困難」、「ベッド満床」、「初診(かかりつけ医がいない)」が増加傾向にあることがうかがえます。[表4 参照]

総務省消防庁救急企画室

Tel:03-5253-5111(内7961)

Tel:03-5253-7529

担当:松野、小板橋、中嶋

s.nakajima@soumu.go.jp

厚生労働省医政局指導課

Tel:03-5253-1111(内2559)

Tel:03-3595-2194

担当:田邊、日巻

tanabe-seizan@mhlw.go.jp

2007年(平成19年)12月28日(金曜日)

29病院に断られ死亡

大阪
89歳女性搬送2時間

大阪府富田林市で25日未明、脳卒中の体調不良を訴え、救急搬送された女性(89)が、府内の29病院を受け入れを断られ、約2時間後に市外の病院で死亡した。女性は「院に搬送を断られた原因を受け入れ病院を探してみる」といふとがな」ところで、大阪府警は「市内に待機。搬送の同府河内長野市の病院を受け入れたが、同6時40分に搬送したが、間もなく死した。死因は出血性ショック」。

「起床がぐっすり未能ない」などの理由で断り、中には「おひりいのけ以外の患者は診られない」と言う救急病院もあった。救急車は富田林市立病院や富田林市立病院や、大阪市立病院など市内の中立病院や、大阪府立病院など市外の病院で死亡した。

(25 面)

5 救命病院「收容無理」

交通事故
男性死亡
搬送までに1時間

大阪府東大阪市で2日夜に交通事故に遭った男性が、府内の五つの救命救急センターから「満床」などを理由に受け入れを断られ、事故から1時間後に現場から約15キロ離れた同府吹田市の救命救急センターに運び込まれた後、死亡していただことがわかった。搬送した同府大東市消防本部によると、24時間闇黙で緊急救療を担当する救命救急センターに重篤な患者の受け入れを要請する場合、通常なら2~3施設回まで搬送先が決まり、「5

なったのは大東市広塚4丁目のトラック運転手、西村正夫さん(49)。西村さんは2日午後10時20分過ぎ、バイクを運転して市道を直進していったところ、右折しようとした大阪市淀川区在住の会社員男性(28)の軽乗用車と衝突した。同署は男性が当時の状況を聴いてくる。大東市消防本部によると、同日10時33分に救援隊が事故現場に到着。西村さんは胸を強く打つてお

り、意識はあるもののもううなづとしている状態だったため、命にかかる危篤患者を受け入れる。次救急の救命救急センタ一での治療が必要と判断。東大阪市や大阪市など現場から近いセンターから順に受け入れを要請したが、5施設に「満

分以上経過した午後11時
じご。西村さんは同セン
タード院長室で心臓発作
ひどいが、3日午前
1時40分過労死した。

—
—

搬送時間男性死亡

大阪で事故、5病院が拒否

治療を担当。救命救急センターに重篤な患者の受け入れを要請する場合、通常なら2、3施設ほどで搬送先が決まり、「5時の状況を聽いてくる。大東市消防本部による同一10時33分に救援隊が事故現場に到着。西村さんは胸を強く打つてお

や「救急性が夜、大

阪府東大阪市で2回交通事故に遭った男、府内の5つの救命センターで「満床」治療中などを理由次救急医療機関。最終的に、現場から近い病院を受け入れ先にまで断られた形で救急医療体制の不備が改めて露呈した。「救急ベッドが満床」などの理由で断られた。

大阪市の男

性(28)の轢首
阪市の府立中河内救命救急センターは当時、救急専門医を含む3人の医師が当直勤務していたが、2人の重症患者を治療中

1/4
(金)
立
終

衝突した。

月～金 朝6:00～5:30
上柳昌彦の
お早うGood Day!
AMラジオ
1242 ニッポン放送

卷之三十一

専門医を含む3人の医師が当直勤務していたが、2人の重症患者を治療中で、「これ以上の対応は無理」と断った。救急医療機関は患者の病状に応じて1次、2次、3次に分けられ、生命の危険があり高度な医療が必要な

1/4
(金)
四
丁

た。男性は事故から約1時間後、現場から約15キロ離れた吹田市の千里救命急センターに運ばれたが同日午前、死亡した。

搬送した大東市消防本部によると、救急隊が午後1時33分に現場に到着。西村さんは胸を強く打った。意識はあるものの、運転手、西村正夫さん(49)が決まり、発生から約1時間後の午後11時35分に運び込んだが、翌3月10時40分、「死」と死亡との因果関係は

月~金朝6:0
上物語

お早うGO
AMランチ 12:42

「おまえの手で書いたんだよ。

現場から最も近い府立
中河内救命救急センター

から「着用時に意識がない」という。〔近くで受け入

7 病院受け入れ断られ

拒食症少女が死亡

大 阪

大阪市なんばひらかわ年 都島区の少女(16)が、周辺で、翌朝に死んでしまった。この病院に受け入れを断りとおわがつた。

市消防局警報室にて、
11月30日午後10時20分ごろ、
ふくい県坂井市大坂町守口町
の内に火事の警報が入り、
市消防局は火事警報を出しました。
消防署は、火事警報を受けた
ときには少女がシーツで死んでいた
と報告しました。
消防署は、火事警報を受けたときには
少女がシーツで死んでいたと報告しました。
消防署は、火事警報を受けたときには
少女がシーツで死んでいたと報告しました。
消防署は、火事警報を受けたときには
少女がシーツで死んでいたと報告しました。

(5)

7 病院拒否、16歳死亡

大阪拒食症搬送出发まで47分

大阪市都民年次50年はなたが行きたの病結局少女は搬送
月、拒食症の少女院が決まるまで7病院開院医科大付属病院
が自宅で意識もくに受け入れを断られて院(大阪府守口市立病院
つとなく救急車を運いたことが分かった。死亡した。病院決

毎日(9+1) / 19(9)